

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(改正後)の概要

資料2-1

前文

- 風景のもつ多面的な価値を認識しつつ、経済の活性化を促し、郷土をより豊かな人間生存の場とするため、水と緑を中心とする事前と歴史的文化遺産、まちなみが調和した滋賀の景観を保全し、修復し、創造していくため、総合的な施策を展開しなければならない。県土づくりの輪をひろげ、一体となって郷土を親しみと愛着、誇りを持てるものとし、これを次代に引き継ぐことを決意し制定。

目的

(第1条)

- 県土の景観形成に関し、県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに、景観法の規定に基づく景観計画の策定や景観指針の策定等必要な事項を定め、美しいふるさと滋賀の風景を守り育てる。

責務等

(第3条～第5条)

- 県 ①県土の景観形成に関する調査・施策策定・実施 ②市町との連携を図り、市町が行う景観施策の調整に努める ③県民等への啓発
■ 県民・事業者 ①県土の景観形成に寄与するよう努める ②県の景観施策に協力する

景観形成に関する基本的施策



① 県土の一体的な景観形成

(第6条～第8条)

- 景観指針
 - ・ 県の施策や県民等の取組指針となるべく「景観指針」を定める
- 景観行政団体協議会
 - ・ 県土の一体的な景観形成を図るための組織を作る
 - ・ 琵琶湖、内湖、道路、河川およびこれらの周辺地域の景観形成に連携して取り組む
- 市町への協力要請
 - ・ 県が実施する施策の推進について、市町に協力を要請することができる

② 景観計画の策定

(第9条～第10条)

- 景観計画
 - ・ 沿道景観形成地区、河川景観形成地区を定める
 - ・ 【改正】琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区を削除
- 策定の手続
 - ・ 景観計画を定めるときは、滋賀県景観審議会の意見を聴く

③ 行為の規制

(第11条～第15条)

- 行為の届出
 - ・ 沿道景観形成地区、河川景観形成地区で届け出る行為を規定
 - ・ 【改正】琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区における届け出る行為を削除
- 完了の届出
 - ・ 【改正】行為を完了したときは、その旨を届け出なければならない
- 効告の手続
 - ・ 基準に適合しない場合は効告することができる
 - ・ 効告に従わない場合は公表する

③ 行為の規制

(第11条～第15条)

- 届出等を要しない行為
 - ・ 管理行為・軽微な行為・施行規則で定められていない工作物・他の条例等に基づく行為等
 - ・ 国の機関や地方公共団体等が行う行為
- 特定届出行為
 - ・ 建築物・工作物の新築、増築、改築等の行為を特定届出行為とし、意匠形態の制限に適合しないものをする者に変更命令を行うことができる
 - 変更命令の手続
 - ・ 変更を命じる場合は、滋賀県景観審議会の意見を聴く
 - ・ 【改正】琵琶湖景観形成地域内における景観影響調査の記載を削除

④ 公共事業

(第16条～第17条)

- 技術指針
 - ・ 沿道景観形成地区、河川景観形成地区で県が公共事業を行う場合に遵守すべき技術指針を定める
 - ・ 国や県以外の地方公共団体が沿道景観形成地区、河川景観形成地区で公共事業を行う場合は、技術指針に配慮を求める

⑤ 景観影響調査

(第18条～第19条)

- 景観影響調査とその指針
 - ・ 【改正】琵琶湖景観形成地域内における景観影響調査の記載を削除することにより、第18条および19条を削除

⑥ 景観重要建造物

(第20条～第23条)

- 手續
 - ・ 指定の手続、原状回復命令の手続を規定
 - ・ 管理基準を規定

⑦ 景観重要樹木

(第24条～第27条)

- 手續
 - ・ 指定の手続、原状回復命令の手続を規定
 - ・ 管理基準を規定

⑧ 近隣景観形成協定

(第28条～第30条)

- 県民が行う行為
 - ・ 手續を規定
 - 県の役割
 - ・ 市町への援助、県民への啓発

⑨ 市町への助言

(第31条)

- 技術的助言
 - ・ 県は市町が行う景観形成に関する方針策定や施策について、技術的助言を行うよう努める
 - ・ 市町は当該市町の景観形成に関する方針策定や施策について、県に技術的助言を求めることができる

⑩ 滋賀県景観審議会

(第32条～第34条)

- 設置
 - ・ 附属機関として滋賀県景観審議会を位置づける
 - ・ 組織概要を規定

⑪ 雜則

(第35条)

- この条例の施行に関することは規則で規定する

⑫ 罰則

(第36条～第37条)

- 罰則
 - ・ 【改正】行為の完了の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する
 - 両罰規定
 - ・ 【改正】法人に所属する役員や従業員が法人の業務に関連して違反行為をした場合は、行為者だけでなく、法人も併せて罰せられる

